

## 消費税率引上げに伴う適用法令日

番号	輸入申告等種別	適用法令日	【例】	
			条件	適用される税率
①	輸入申告(IC)	輸入申告の日	・輸入申告の日:9/30	8% (旧税率)
②	輸入許可前引取承認申請(BP) ※輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第4条第2項に規定する蔵入承認申請(IS)等の手続を伴わない場合	輸入申告の日	・輸入申告及び輸入許可前引取承認申請(BP)の日:9/30 ・IBP:10/1	8% (旧税率)
③	特例輸入者又は特例委託輸入者が関税法第67条の2第3項第3号により輸入(引取)申告をした貨物で輸入の許可を受けたもの(NACCSを使用して輸入申告がされたもの)	輸入許可の日	・輸入(引取)申告の日:9/30 ・輸入許可の日:9/30	8% (旧税率)
			・輸入(引取)申告の日:9/30 ・輸入許可の日:10/1	10% (軽減税率適用時:8%)
④	蔵入承認申請(IS)	蔵出輸入申告(ISW)の日	・蔵入承認(IS)申請日:3/31 ・蔵出輸入申告(ISW):9/30 ・輸入許可:9/30	8% (旧税率)
		蔵出輸入申告後、許可までの間に法令の改正があった場合 ⇒輸入許可の日	・蔵入承認(IS)申請日:3/31 ・蔵出輸入申告(ISW):9/30 ・輸入許可:10/1	10% (軽減税率適用時:8%)
⑤	移入承認申請(IM)	移出輸入申告(IMW)の日	・移入承認(IM)申請日:3/31 ・移出輸入申告(IMW):9/30 ・輸入許可:9/30	8% (旧税率)
		移出輸入申告後、許可までの間に法令の改正があった場合 ⇒輸入許可の日	・移入承認(IM)申請日:3/31 ・移出輸入申告(IMW):9/30 ・輸入許可:10/1	10% (軽減税率適用時:8%)
⑥	関税法第76条第3項の郵便物の輸出入の簡易手続による提示がされた郵便物	当該提示がされた日	・当該提示がされた日:9/30 ・通知の日:10/1	8% (旧税率)